

通 関 業 の 許 可 の 消 滅 に つ い て

標記のことについて、通関業法第10条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

通 関 業 者 名 日新エアカーゴ株式会社

J C N 8010001025665

所 在 地 東京都千代田区麴町一丁目6番4号

代 表 者 梅本 進一

主たる営業所名 成田空港南部事業所

所 在 地 千葉県山武郡芝山町岩山字井森戸114-8
日新航空成田ロジステックセンター内

消 滅 年 月 日 令和6年4月1日

消 滅 理 由 法人の解散

令和6年4月1日

東京税関長 源 新 英 明